

- 本日の教育委員会会議において決定いたしました、令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針等について、御説明いたします。
- この入学者選抜の基本方針は、入学者選抜の実施に関して、選抜の方法など、基本的な事項を定めたものでございます。
- 既に公表しておりますとおり、現在、中学校第2学年の生徒が受検することとなります、令和5年度入学者選抜から、新たな制度に変更することに伴いまして、基本方針も大きく変更しております。
- まず、資料の2ページから6ページに記載しております高等学校入学者選抜につきましては、現行の入学者選抜からの主な変更点が3点ございます。
- 1点目でございます。入学者選抜の名称等の変更です。入学者選抜の期間を短縮いたしまして、授業時数が確保できるよう、現行の選抜Ⅰを廃止いたしまして、実施回数を2回にして、名称を一次選抜、そして、二次選抜としております。
- 2点目でございます。選抜の方法の一つとして、新たに実施する「自己表現」でございます。こちらは、面談方式により実施いたしまして、受検者の自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力をみることでございます。
- 3点目になります。調査書の学年間の比重の変更でございます。第3学年における到達度をより評価する観点から、調査書の第3学年の評価を3倍とすることとしております。
- 次に、資料の7ページから10ページに記載しております特別支援学校高等部入学者選抜につきましては、現行の入学者選抜から主な変更点が2つございます。
- まず1点目は、高等学校に準じて「自己表現」を実施することでございます。
- そして、2点目は、高等学校に準じて調査書の取扱いを定めたということでございます。
- 新たな入学者選抜制度の実施に向けては、子供たちが成長していく場となる学校や家庭が、安心・安全な環境であることが重要であると考えており、すべての学校において、子供たち一人一人が、自分の意見や考えを持って、素直に話ができる環境づく

りを進めてまいりたいと考えております。